

玄海4号炉 高燃焼度燃料の使用(3号及び4号発電用原子炉施設の変更) コメントリスト

No.	ヒアリング資料名	コメント内容	コメント 受領日	コメント回答	コメント 回答日
1	3/17資料1 条文整理表 (代表条文)	「変更の理由」及び「変更の内容」毎に何が適用されているのか明確にすること。	2023. 3. 17	条文整理表にて、条文毎に適用されている「変更の内容」を明記の上、ご説明する方針。	2023. 4. 7
2	3/17資料1 条文整理表 (代表条文)	第4条1項については燃料集合体の形状の維持についての記載を検討すること。	2023. 3. 17	検討中	未
3	3/17資料2 申請前後比較表について	本申請書では変更箇所のみが記載されており、申請書だけを見ると分かりにくい。	2023. 3. 17	当社の変更申請書の作成方針としては本文十号も含めて、これまでも変更箇所のみを記載の上、申請しており、変更の無い箇所は既許可と同じであることを説明している。 なお、本申請における補足説明資料にて変更の無い箇所も記載した申請前後比較表を提出予定としている。	今回ご説明
4	3/17資料2 申請前後比較表について	記載の適正化（最新記載等の反映）としている部分については背景まで分かるように記載すること。	2023. 3. 17	検討中	未
5	3/17資料2 申請前後比較表について	変更後に消えている部分についても、理由を記載すること。	2023. 3. 17	検討中	未
6	3/17資料3 玄海原子力発電所 高燃焼 度燃料導入等設置変更許可 申請に関する確認事項	a. i) 今申請の変更の理由及び変更の内容の関連性を整理して説明すること。（資料2-7 PDF Part.1 p.2/212）	2023. 3. 17	・本申請の「変更の理由」及び「変更の内容」の関連性の整理については資料を整理する方針。	2023. 4. 7
7	3/17資料3 玄海原子力発電所 高燃焼 度燃料導入等設置変更許可 申請に関する確認事項	a. ii) 変更の理由「高燃焼度燃料の使用」として、本文五号ニ. の核燃料物質取扱設備の構造の変更の内容は「高燃焼度燃料の使用」を含まないことであり、変更の理由と関連性がないので、変更の理由を説明すること。	2023. 3. 17	2023. 2. 7_審査会合資料_資料2-2 Part.1 p.15/15にてご説明。	2023. 4. 7

玄海4号炉 高燃焼度燃料の使用(3号及び4号発電用原子炉施設の変更) コメントリスト

No.	ヒアリング資料名	コメント内容	コメント受領日	コメント回答	コメント回答日
8	3/17資料3 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に関する確認事項	b. i) 条文整理表において適用対象外(適用:×)としている設置許可基準規則の条文について、下記を適用対象としない理由を説明すること。 第17条第1号 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時に生じる負荷に耐えるものとする(審査会合の事業者回答を建設工認第八回申請の原子炉容器の強度計算書で確認したところ、第13条でいうところの解析結果を運転状態Ⅲの設計条件としていることから、再説明を求めるもの) 第22条第1号 重要安全施設において発生した熱を除去することができるものとする 第24条第1号 運転時の異常な過渡変化が発生する場合における異常な状態の検知及びスクラム動作等 第24条第2号 設計基準事故が発生する場合における異常な状態の検知及び原子炉停止系統等の自動的作動 第31条解釈3 通常運転時における環境放出廃棄物の測定及び監視は旧安全委員会通常運転時放出放射性物質測定指針による 第31条解釈4 設計基準事故時における測定及び監視は旧安全委員会事故時放射線計測指針による 第32条第6項 発電用原子炉施設には原子炉格納容器内に発生した熱を除去する設備を設けなければならない 第32条第8項 発電用原子炉施設には可燃性ガス濃度制御系を設けなければならない	2023. 3. 17	2023. 4. 18の審査会合で説明した方針を踏まえ、記載検討中	未
9	3/17資料3 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に関する確認事項	b. ii) 条としては申請書本文の変更に関連するもの(申請欄:◎)としながら、下記を申請対象外とする理由を説明すること 第16条第1項第3号燃料体等の崩壊熱に違いはないのか。	2023. 3. 17	2023. 4. 18の審査会合で説明した方針を踏まえ、記載検討中	未
10	3/17資料3 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に関する確認事項	c. i) 申請書本文五号ロ及び添付書類に変更を確認できないのに、下記を申請対象とする理由を説明すること。 第12条第1項 重要度に応じた安全機能(12頁) 第12条第2項 安全施設の信頼性(12頁) 第12条第3項 安全施設の環境性能(13頁) 第12条第4項 安全施設の試験検査性(13頁) 第15条第3項 原子炉安全停止(制御棒挿入性)及び停止後炉心冷却機能維持(17頁) 第15条第4項 燃料の流体振動による損傷防止(17頁) 第15条第5項 燃料の物理的及び化学的性質の保持(18頁) 第15条第6項第1号 燃料体に加わる負荷に耐える(18頁) 第15条第6項第2号 輸送中及び取扱中の燃料体の健全性(18頁)	2023. 3. 17	2023. 4. 18の審査会合で説明した方針を踏まえ、記載検討中	未
11	3/17資料3 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に関する確認事項	c. ii) 申請書本文五号ロ及び並びに添付書類に変更が見当たらないのに、下記を申請対象とする理由を説明すること。 第25条第1項 反応度制御系統を設ける 第25条第2項第1号 二以上の独立した反応度制御系統	2023. 3. 17	2023. 4. 18の審査会合で説明した方針を踏まえ、記載検討中	未

玄海4号炉 高燃焼度燃料の使用(3号及び4号発電用原子炉施設の変更) コメントリスト

No.	ヒアリング資料名	コメント内容	コメント受領日	コメント回答	コメント回答日
12	3/17資料3 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に関する確認事項	c. iii) 第15 条第1 項要求のうち核的制限の温度範囲を指定することを、どのように設計及び運用で担保しているのか説明すること。 第15 条第1 項要求のうち「反応度を抑制することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力」の水平方向核的安定性は固有の出力抑制特性により従属して達成できることは自明と理解するとして、軸方向安定性の同ハの記載を説明すること。(資料2-7 PDF Part.1 該当頁なし)	2023. 3. 17	検討中	未
13	3/17資料3 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に関する確認事項	c. iv) 第15 条第2 項「燃料要素の許容損傷限界」の要求のうち熱的限界の最小DNBR(限界熱流束と実際の局所熱流束の比)及び最大線出力密度並びにそれらの決定因子であるペレット濃縮度(ガドリニアを含む)は、ハ(原子炉本体の構造及び設備)で変更している。機械的限界のPCMI(ペレット・被覆管力学的相互作用)破損防止の同ハの記載を説明すること。(資料2-7 PDF Part.1 p.11/212)	2023. 3. 17	検討中	未
14	3/17資料3 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に関する確認事項	c. v) 第16 条第1 項 燃料体又は使用済燃料の取扱施設について、既許可の本文五号ニ(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備の核燃料物質取扱設備の構造)の記載を変更する1号及び2号炉の使用済燃料集合体最高燃焼度(55,000MWd/t のものを含むという記載の削除)並びに4号炉の使用済燃料集合体最高燃焼度制限(55,000MWd/t のものを除くという記載)は、第16 条第1 項又は第2 項のどの号の要求に係る内容であって適合に影響するか、第16 条第4 項について既許可の兼用キャスク(取扱施設の使用済燃料運搬用容器と兼用する貯蔵施設の使用済燃料貯蔵用容器)には影響しないか説明すること。(使用済燃料の定義を明確にする)(資料2-7 PDF Part.1 p.15/212)	2023. 3. 17	検討中	未
15	3/17資料3 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に関する確認事項	c. vi) 第16 条第1 項第1 号 燃料体又は使用済燃料の取扱施設について、既許可の本文五号ニ(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備の核燃料物質取扱設備の構造)の記載には新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備、そこから原子炉格納容器及び原子炉キャビティにおいて新燃料に取扱設備を用いること、使用済燃料に原子炉から使用済燃料貯蔵設備まで取扱設備を用いること、使用済燃料を貯蔵設備で保管することは示されているが、新燃料の搬入、新燃料の保管及び使用済燃料の搬出の同ニの記載を説明すること。(資料2-7 PDF Part.1 p.15/212)	2023. 3. 17	検討中	未
16	3/17資料3 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に関する確認事項	c. vii) 第16 条第1 項第2 号 燃料体又は使用済燃料の取扱施設について、既許可の本文五号ニ(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備の核燃料物質取扱設備の構造)の記載には、燃料取扱時に臨界に達することがないという同ロ(原子炉施設の一般構造)と同じ記載になっている。臨界に達することがないよう具体的にどのような設備とするのか、あるいは設備を必要としなくとも臨界に達することがないのか、同ニの記載を説明すること。(資料2-7 PDF Part.1 p.16/212)	2023. 3. 17	検討中	未
17	3/17資料3 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に関する確認事項	c. viii) 第16 条第1 項第3 号 燃料体又は使用済燃料の取扱施設について、既許可の本文五号ロ(原子炉施設の一般構造)の燃料取扱時に使用済燃料が溶融しないことの記載を受けて、同ニ(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備の核燃料物質取扱設備の構造)の具体的記載を説明すること。(資料2-7 PDF Part.1 p.16/212)	2023. 3. 17	検討中	未
18	3/17資料3 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に関する確認事項	c. ix) 第16 条第1 項第4 号「使用済燃料からの放射線遮蔽能力」について、既許可の本文五号ニ(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備の核燃料物質取扱設備の構造)に記載する「遮蔽に必要な水深の確保」の具体的な本文記載及び当該記載に本申請で変更がないかを説明すること。(資料2-7 PDF Part.1 p.15/212)	2023. 3. 17	検討中	未

玄海4号炉 高燃焼度燃料の使用(3号及び4号発電用原子炉施設の変更) コメントリスト

No.	ヒアリング資料名	コメント内容	コメント受領日	コメント回答	コメント回答日
19	3/17資料3 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に関する確認事項	c. x) 第16 条第1 項第5 号 燃料体又は使用済燃料の取扱施設について、許可の本文五号ニ（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備の核燃料物質取扱設備の構造）の記載には、燃料取扱時に落下を防止することがないという同ロ（原子炉施設的一般構造）と同じ記載になっている。落下を防止するため具体的にどのような設備とするのか、同ニの記載を説明すること。（資料2-7 PDF Part.1 該当頁なし）	2023. 3. 17	検討中	未
20	3/17資料3 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に関する確認事項	c. xi) 第16 条第2 項第2 号ロにおいて要求している「最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備」の具体の系統名、仕様等、「使用済燃料の貯蔵施設（キャスクを除く）の浄化系」の浄化指標、浄化容量等の同ニの記載を説明すること。（資料2-7 PDF Part.1 該当頁なし）	2023. 3. 17	検討中	未
21	3/17資料3 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に関する確認事項	c. xii) 第27 条第1 号要求のうち「周辺監視区域の外の空気中及び境界の水中の放射性物質の濃度を十分に低減する」は、本申請の本文九号ハ（周辺監視区域外における実効線量の算定の条件及び結果）の旧安全委員会の線量目標値評価指針に従った評価結果を変更して記載しており、同要求のうち「放射性廃棄物を処理する能力を有する」方針には変更がないという理解で良いか。（資料2-7 PDF Part.1 p. 23/212）	2023. 3. 17	「玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請における条文整理表（DB条文）」にてご説明	今回ご説明
22	3/17資料3 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に関する確認事項	d. i) 本申請に係る設計及び工事の業務のうち、設計方針を原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、安全・品質保証部門及び原子力土木建築部門で定め、現地の設計及び工事の業務は玄海原子力発電所で実施するとしているが、別途審査中の川内、玄海原子力発電所の組織改正に係る保安規定変更認可申請の原子力燃料部門が、本申請の設計及び工事の業務に関与することになるかを説明すること。（資料2-7 PDF Part.1 p. 73/212）	2023. 3. 17	高燃焼度燃料本体の設計業務は、統合後も統合前と変わらず、原子力発電本部内にある原子力技術部門が行うため、組織改正予定の原子燃料部門は行わない。原子燃料部門は本申請の設計及び工事の業務において、高燃焼度燃料購入に係る契約業務を担うこととなる。これらのおり、技術的な業務には関与しないことから、添付書類五（資料2-7 PDF Part.1 p. 73/212）に記載していない。（2023. 3. 17：説明済）追加説明内容について、検討中。	未
23	3/17資料3 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に関する確認事項	d. ii) 原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、安全・品質保証部門及び原子力土木建築部門は、本申請の設計のどの範囲の設計方針を分担するのか、玄海原子力発電所で実施する現地の設計及び工事の業務とはどの範囲の設計方針に係るかを説明すること。（資料2-7 PDF Part.1 p. 73/212）	2023. 3. 17	設置変更許可における設計業務は、本店全組織で実施することから、本申請にかかわらず包括的に本店組織全体（各部門）を記載している。ご質問にある本申請において各部門がどの設計の範囲を受け持っているかは、整理し今後のヒアリングでご説明する。（2023. 3. 17：説明済）追加説明内容について、検討中。	未
24	3/17資料3 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に関する確認事項	d. iii) 本申請に係る運転及び保守の業務のうち、1号炉及び2号炉の業務を説明すること。（資料2-7 PDF Part.1 p. 74/212）	2023. 3. 17	今回の申請対象案件に直接携わる者は、3/4号炉の要員であるが、運転及び保守の業務の1つである自然災害や重大事故等に対処する原子力防災組織は、発電所全体で実施することから、玄海原子力発電所の組織として原子力関係組織（第5.1図）及び原子力防災組織（第5.2図）に示すとおり包括的に記載している。品質保証活動に係る規定文書体系は、玄海原子力発電所として構築しているため、技術的能力を有していることの説明についても発電所全体について記載した方がベターと考えている。なお、既許可においても同様の考え方で発電所全体の組織を記載している。（2023. 3. 17：説明済）追加説明内容について、検討中。	未
25	4/7資料1 条文整理表 詳細版	前回は触れたが、4条1項については炉心形状維持の話だと思うので、閉じ込め機能とは書き分けること。	2023. 4. 7	No. 2と同様	No. 2と同様

玄海4号炉 高燃焼度燃料の使用(3号及び4号発電用原子炉施設の変更) コメントリスト

No.	ヒアリング資料名	コメント内容	コメント受領日	コメント回答	コメント回答日
26	4/7資料 1 条文整理表 詳細版	12条2項は重要安全施設に対する要求であるため、燃料集合体との関連を追記すること。	2023. 4. 7	以下の通り条文整理表に反映する。 「(適用○理由) 安全機能の重要性が特に高い安全機能を有する系統に対する要求であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第十三条への適合性確認における評価の結果を設計条件としている条文であるため適用対象。なお、燃料集合体のうち、制御棒案内シムルは原子炉の緊急停止機能の直接関連系の機器に相当するが、本条文は安全機能を有する「系統」に対する多重性又は多様性の確保及び独立性の確保に係る要求であるため、燃料集合体への要求としては適用対象外。」	今回ご説明
27	4/7資料 1 条文整理表 詳細版	12条5項は加害者にならない話と被害者にならない記載が書き分け無いので、追記すること。	2023. 4. 7	以下の通り条文整理表に反映する。 「(4号炉 申請×理由) 燃料集合体は内部発生エネルギーの高い流体を内蔵するものでは無く、高速回転機器でも無いため飛散物は発生しない。また、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物の発生低減等に係る考慮事項は、安全施設そのものによらず、設計方針に変更が無いため申請対象外。」	今回ご説明
28	4/7資料 1 条文整理表 詳細版	15条1項のところ制御設備の反応度制御能力(炉停止)の話をしていたと思うが、ここは反応度フィードバック(原子炉固有の出力抑制)の話をしていて、ここで核的特性の話が出てこない、一番右側が出てなくなると思うため、記載を検討すること。	2023. 4. 7	2023. 4. 18の審査会合で説明した方針を踏まえ、記載検討中	未
29	4/7資料 1 条文整理表 詳細版	16条1項1号について、取り扱い側と燃料体側のインターフェースの形状に変更はないという説明を記載すること。 また、新燃料を搬入するところから搬出するところまで大丈夫という説明にすること。	2023. 4. 7	以下の通り条文整理表に反映する。 「(4号炉 申請×理由) 高燃焼度燃料を使用した場合でも燃料集合体の取扱部のインターフェース形状に変更はなく、新燃料の搬入から使用済燃料の搬出までの取扱いにおける設計方針に変更はないため申請対象外。」	今回ご説明
30	4/7資料 1 条文整理表 詳細版	16条4項のキャスクについては、4号の高燃焼度燃料はどこにも輸送しない為、キャスクの話は関係ないという記載にすること。	2023. 4. 7	以下の通り条文整理表に反映する。 「(4号炉申請×理由) 1号、2号、3号及び4号炉共用設備である玄海原子力発電所の使用済燃料貯蔵容器は、既許可上、今回申請する4号炉の高燃焼度燃料を貯蔵することができず、今回申請において当該内容を変更しない申請対象外。」	今回ご説明
31	4/7資料 1 条文整理表 詳細版	4号の高燃焼度燃料の話に限って言えば、今回関係ないと言えると思うが、事実関係として、輸送キャスクがどのように扱われているか(許認可の状況)。資料化はしなくていいので教えていただきたい。	2023. 4. 7	口頭にてご説明。	今回ご説明
32	4/7資料 1 条文整理表 詳細版	31条のモニタリングの話、通常運転時の放出放射性物質の測定指針で検出限界のところから回ってますと決めているので、本文九号の年間放出量から決まっているので関係ないですということは理解できるが、事故時のモニタリング指針の方も関係していると思っていて、その中で通常運転時の放出放射性物質指針での設備を共用しているのと同じ説明だと思うが、事故時モニタリング指針の話がここで出て来てない為、記載を追記すること。	2023. 4. 7	2023. 4. 18の審査会合で説明した方針を踏まえ、記載検討中	未

玄海4号炉 高燃焼度燃料の使用(3号及び4号発電用原子炉施設の変更) コメントリスト

No.	ヒアリング資料名	コメント内容	コメント受領日	コメント回答	コメント回答日
33	4/7資料2 玄海4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更内容について	崩壊熱の変更(48→55)、有効放出高さなど申請書の「変更の内容」に関わらないものについても、表1の変更の内容は拡充すること。(本文に出てこないものでも、添付書類まで拾ってほしい)	2023.4.7	「玄海4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更内容について」にてご説明	今回ご説明
34	4/7資料2 玄海4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更内容について	表3「使用済燃料ピットの遮へい評価対象燃料の補足削除」について、これを行うことで既許可の意図が変わっていないか、「使用済燃料」が何を示しているのか、本文の他箇所との横並びを見て確認すること。	2023.4.7	「玄海4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更内容について」にてご説明	今回ご説明
35	4/7資料2 玄海4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更内容について	本文五号の変更内容について、大きくくり過ぎているため、条文整理表の右側に載せた時に関係性が分かる程度の記載とすること。(例:核的制限等)	2023.4.7	「玄海4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更内容について」にてご説明	今回ご説明
36	4/7資料2 玄海4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更内容について	燃料取替用水ピットほう素濃度について、「未臨界性」については規則に書いているものの、適切では無い為、「停止能力」「反応度の抑制」といった記載が望ましい。	2023.4.7	「玄海4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更内容について」にてご説明	今回ご説明
37	4/7資料2 玄海4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更内容について	燃料取替用水ピットの2,500ppmは、高燃焼度燃料で数値が決まっているのではなく、3号炉との兼ね合いと聞いているため、記載を検討すること。	2023.4.7	「玄海4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更内容について」にてご説明	今回ご説明
38	4/7資料2 玄海4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更内容について	過去採用した新知見の採用というものについては、過去にどんなきっかけがあった、どのプラントにいつ入れたというの補足説明資料を別途作成すること。	2023.4.7	検討中	未
39	4/7資料2 玄海4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更内容について	「炉心崩壊熱(AESJ+ORIGEN)」:Acに対するものがどれか等記載を拡充して欲しい。	2023.4.7	「玄海4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更内容について」にてご説明	今回ご説明
40	4/18資料1-7 審査会合資料(コメント回答方針)	適用条文の選定・類型化フローについて、客観的な選定となるよう判定基準を検討すること。	2023.4.18	適用条文の選定・類型化フローを、客観的な選定となるよう見直した。 「玄海原子力発電所4号炉における高燃焼度燃料の使用に伴う設置変更許可申請について(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)(コメント回答方針)」にてご説明。	今回ご説明

玄海4号炉 高燃焼度燃料の使用(3号及び4号発電用原子炉施設の変更) コメントリスト

No.	ヒアリング資料名	コメント内容	コメント受領日	コメント回答	コメント回答日
41	4/18資料1-8 玄海4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更内容について	本申請に伴い変更した各項目の表について、本文だけではなく、添付書類を含めて整理すること。	2023. 4. 18	No. 33と同様	No. 33と同様
42	4/18資料1-9 玄海4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請における条文整理表	条文整理表の第4条1項について、燃料被覆管の炉心の形状維持の説明を追記を検討すること。	2023. 4. 18	No. 2と同様	No. 2と同様
43	4/18資料1-9 玄海4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請における条文整理表	条文整理表の第12条2項について、燃料集合体の安全重要度分類の考え方に基づき、12条の解釈に即した説明となるよう検討すること。	2023. 4. 18	No. 26と同様	No. 26と同様
44	4/18資料1-9 玄海4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請における条文整理表	条文整理表の16条のキャスク関連について、4号炉の高燃焼度燃料をキャスクで取り合いの有無を含めた説明となるよう検討すること。	2023. 4. 18	No. 30と同様	No. 30と同様